

最終改定日 令和 6 年 7 月 27 日

制定日 令和 2 年 4 月 1 日

【 松島保育ルーム・くろーばー 】 重要事項説明書

①事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	松島保育ルーム・くろーばー
事業者の所在地	茨城県守谷市中央一丁目 5 番地 4
事業者の連絡先	0297-45-0527
代表者氏名	松島 菜穂子

(2) 事業所の概要

種別	家庭的保育
名称	松島保育ルーム・くろーばー
所在地	茨城県守谷市中央一丁目 5 番地 4
連絡先	電話番号 0297-45-0527 (FAX 番号 0297-45-0527)
施設長氏名	松島 菜穂子
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日
当園の基本理念・方針	<p>(基本理念)</p> <p>①子どもたちの尊い命を守り、健やかな成長・発達を支えるために安全で安心して過ごせるよう努め、子どもの発達を支援するにふさわしい保育者、環境をつくります。</p> <p>②いきいきと健やかな毎日を過ごし、自分らしくのびのびと生活する子どもを育てます。</p> <p>(保育方針)</p> <p>①一人ひとり大切な存在として個性を尊重し、自主性を育む保育</p> <p>②自然豊かな環境の中で、心豊かな感性を育む保育</p> <p>③ご家庭との連携を大切にし、共に子どもの成長を支えます</p> <p>(保育目標)</p> <p>①心身ともに健康で意欲的にあそべる子ども</p> <p>②豊かな心を持ち、思いやりのある優しい子ども</p> <p>③四季を通じて自然と関わり命あるものを大切に育てる子ども</p>

(3) 施設の概要 ※別添可

敷地	敷地全体	165 m ²
	園庭	30/98 m ²
園舎	構造	木造
	延べ	67 m ²

他に事務室有 (2階使用 67 m²)

(4) 主な設備の概要 ※別添可

設備	部屋数	備考
(保育室)	2 室	(38) m ²
(調理室)	1 室	
(職員用便所)	1 箇所	
(幼児用手洗設備)	1 基	
(乳児用沐浴設備)	1 基	

②提供する家庭的保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、家庭的保育を提供します。

② 職員の職種、員数及び職務の内容 (令和6年5月20日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
家庭的保育者	1人	1人	0人	保育士
(家庭的保育補助者)	4人	0人	4人	保育士2名、子育て支援員2名
(調理員)	2人	0人	2人	

④保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 時 分～午後 時 分
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	朝：午前 時 分～午前 時 分 夕：午後 時 分～午後 時 分
	保育短時間	朝：午前 8 時 15 分～午前 8 時 30 分（ただし無料） 夕：午後 4 時 30 分～午後 6 時 00 分
開所時間	月～金曜日	午前 8 時 15 分～午後 6 時 00 分
	土曜日	午前 時 分～午後 時 分
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

⑤保護者から受領する費用の種類，支払いを求める理由及びその額

利用者負担 （月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）				
実費徴収	連絡帳	数量	200 円	帽子代	1, 100 円
	スケッチブック	1 冊	300 円	誕生カード	200 円
	保険	1 人	210 円		
その他	延長保育	200 円／30 分 上限 5,000 円／月			

⑥乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

利用定員	(3号認定)	0歳児(8ヶ月～)	1歳児	2歳児	合計
		1人	1人	2人	4人

⑦利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登園は午前9時までをお願いします。 ・ 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は午前8時までに電話でご連絡ください。(事前に欠席が決まっている場合は、早めにお知らせください) ・ 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れる場合には、午後4時までに電話でご連絡ください。 ・ 熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 ・ 基本的には投薬はいたしません。塗り薬などの塗布は相談ください。やむを得ず服薬を依頼される場合には、処方箋のコピーと一緒に薬をご持参ください。

⑧緊急時における対応方法

家庭的保育の提供中に、利用子どもに体調の急変などがあった場合には、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	守谷消防署
所在地	御所ヶ丘 4-1-2
電話番号	0297-46-0119

【管轄する警察署】

警察署名	取手警察署
所在地	取手市桑原 965-1
電話番号	0297-77-0110

⑨非常災害対策

避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、火災報知器を備えています。
避難場所	守谷市立黒内小学校
緊急時の連絡手段	電話、専用メールでの情報提供

⑩虐待の防止のための措置に関する事項**【対応方法】**

虐待の発生予防・虐待の早期発見・虐待が発生している家庭への援助・関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく・保護者と子どものプライバシー保護に十分配慮し、園全体で情報を共有する。

⑪その他家庭的保育事業の運営に関する重要事項

令和 3 年度から自園調理(給食)及び延長保育を導入
